「週休2日工事」Q&A

- Q1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。
- A1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて 変更しても差し支えありません。

・夏 季 休 暇:8月13日~8月15日の3日間 ・年末年始休暇:12月29日~1月3日の6日間

- Q2 4週8休を前提とした工程を検討するに当たり、対象期間はどのように考 えればいいでしょうか。
- A2 工程検討に当たっては、次の対象期間(※)において4週8休の現場閉所を確保する必要があります。なお、現場閉所は、2日以上連続する日と定める必要はありません。

※「対象期間」とは、「工事開始日」から「工事完成日」までの期間をいいます。なお、準備期間、後片付け期間、夏期休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含みません。

- Q3 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。
- A3 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間 を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数につい ては、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。
 - 【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など
 - ・作業時間の制限を受ける工事
 - ・隣接工区との工程調整が必要な工事
 - ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など
- Q4 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることは できるのでしょうか?

A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合(4週6休未満となった場合)は、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費、及び市場単価の補正対象とはなりません。

- Q5 試行対象工事を受注し、「週休2日工事」を希望しなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか?
- A 5 試行対象工事は、「週休2日工事」の実施を必須としているものではなく、 あくまで受発注者間で協議が調い、実施するものです。従って、「週休2日工 事」を実施しなかった場合に、工事成績評定における減点等のペナルティー はありません。
- Q6 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか?
- A 6 「現場閉所」とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を 行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場 事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水 等により現場閉所とする場合は、その旨を、事前に監督員にメールまたはフ ァクシミリにより連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。
- Q7 祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び、振替休日は、「現場閉所」として計上 できるのでしょうか?
- A 7 祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、「現場閉所」として計上できます。ただし、夏期休暇、年末年始休暇は、現場閉所の対象外となるので、休んでいても「現場閉所」とは計上できません。また、日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には「現場閉所」として計上できます。
- Q8 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。
- A8 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の 現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。

- Q9 試行対象工事を受注し、週休2日を実施する工事としたが、4週6休以上 を確保できなかった場合にペナルティーはあるのでしょうか?
- A9 4週6休以上(現場閉所率21.4%以上)が達成できなかった場合においても、工事成績評定における減点等のペナルティーはありません。
- Q10 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週6休となってしまった場合は、どのようになるのでしょうか?
- A10 閉所状況 4 週 6 休の補正の取扱いとします。なお、週休 2 日工事の取り組み結果については、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告をお願いします。
- Q11 試行要領第5の表の、現場閉所率の考え方を教えて下さい。
- A11 対象期間に占める現場閉所日数の割合(現場閉所日数÷対象期間)となります。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとします。 例として、別途閉所状況の考え方を記載しますので、参考として下さい。